

みんなでつくる万博写真集フォトコンテスト事業実施要領

1. 目的

大阪・関西万博の取組み等を記録し、レガシーとして後世に継承するため、大阪府・市として記録誌を制作することに加え、みんなでつくる「参加・共創型」の写真集を発行することとし、様々な立場で万博に関わってきた方々から写真を広く募集することにより、参加者それぞれが当事者として直接制作に関わる事業を実施する。

2. 募集内容

■ 募集作品

万博会場の賑わいや街中の盛り上がりの様子などが撮影され、大阪・関西万博の魅力や特色を収めた写真。

応募者1人につき、写真1枚の応募に限る。

- 例:・会場内の大屋根リングやパビリオン、展示やイベント、万博グルメ、来場者や会場スタッフの様子等
- ・駅や空港、街中での万博の装飾、モニュメント、地元で開催された万博関連イベント等
- ・ミャクミャク、万博での様々な人との交流、万博グッズを身につけたコーディネート等

■ 応募期間

令和8年2月9日(月)10時～令和8年2月18日(水)18時まで

※想定を上回る応募があった際は、期限を待たずに受付を締め切る場合があるため、早めの応募を推奨する。

■ 応募資格

プロ・アマ問わず誰でも応募が可能。また、日本国内在住の方に限らない。

■ 応募方法

大阪府・市が指定する応募フォームから必要事項を入力のうえ、電子データで写真を投稿する。なお、専用サイト(応募作品の閲覧・投票用HP)での「いいね！」投票数等も審査の参考とすることから、SNS等での積極的な拡散を推奨する。

※応募にあたって、肖像権・投稿許可・ばかし加工等の確認、応募規約への同意を必要とする。

※投稿する写真は、JPGまたはPNG形式で30MB以内とする。

※応募フォームへの入力事項は、写真のカテゴリ・タイトル・コメント、応募者の氏名・メールアドレス・住所・電話番号など。

3. 審査方法

(1)応募作品のうち、応募規約に反せず、募集の趣旨等に適合していると大阪府・市が判断した作品を、専用サイト(応募作品の閲覧・投票用HP)に掲載する。

なお、肖像権等保護の観点から、個人が特定される写真については、専用サイトへの

掲載を控える場合がある。

(2)掲載された作品に対する一般からの評価(専用サイトでの「いいね！」投票数等)も参考にしながら、専門家等による審査を経て、写真集掲載作品として選定する。

※専用サイトの閲覧者は、お気に入りの作品があれば、「リポスト」や「いいね！」で応援や投票することができる(閲覧者1人につき、写真1枚の投票のみ)。

(3)選定や審査結果に関する異議申立、問合せは一切受け付けない。

4. 結果発表

写真集への掲載が決定した方には、メールなどで通知する。

※写真集への掲載が決定した方の中で、応募時に写真集の送付を希望された方には無料で写真集を送付する。

ただし、次の場合は写真集送付の対象外とする。

・発送先等の連絡内容に不備がある場合、または、発送先が国外の場合

・その他、応募に関して不正な行為があった場合

※なお、掲載作品のうち、特に優秀な作品については、応募者に記念品等の贈呈を予定している。詳細については、決定次第改めて発表する。

5. 応募等にあたっての留意事項

(1)著作権等について

●応募作品については、応募時点で、大阪府・市が無償で使用することや、写真集として発行・販売すること、公式 Instagram や公式 X 等でのシェア、イベントでの使用等その他一切の二次利用に同意したものとみなす。

●応募作品に特定できる状態で人物が写っている場合は、応募前にその人物(本人)に応募の承諾を得ていること。承諾を得ることが困難な場合は、人物にぼかし加工を施す等、必要な措置を講じていること。

●応募作品については、大阪府・市が肖像権その他権利保護及び行政的観点からぼかし加工を行うことやトリミング、色調補正等を行うことがあるため、応募時点で一切の著作者人格権を行使しないことに同意したものとみなす。

●応募作品及び応募作品が公表されたこと等により、肖像権、著作権、商標権等で第三者への権利侵害や損害があった場合、その他、第三者と紛争等が生じた場合は、一切の責任を応募者が負うものとする。

(2)応募作品について

●自分で撮影した写真を応募すること。なお、応募期間を通じ、応募者1人につき、写真1枚の応募に限る。

●カラー・モノクロは不問とする。

●撮影に際し許可が必要な場合は、応募者の責任において承諾を得たうえで撮影されたものであること。

●次に掲げる事項に該当する応募作品は失格とする。

・法令等に違反するもの

・公序良俗に反するもの

- ・宗教・政治活動を目的とするもの
 - ・企業名や特定の商品名等の広告宣伝を目的とするもの
 - ・個人・企業・団体等を中傷したり、プライバシーを侵害するもの
 - ・事実と異なる加工等を行ったもの
- ※応募作品に写っている人物の肖像権保護を目的に、ぼかし加工を施す等の措置は除く
- ・複数写真を組み合わせて1つの写真としたもの
 - ・他のコンテストで受賞したもの
 - ・その他、本事業の趣旨から、大阪府・市が不適当と認めるもの

(3) その他

- 本事業への参加は無料とする。ただし、応募や投票等に際する通信料等は各自で負担することとする。
- 未成年者の応募は保護者の同意を必要とし、未成年者の応募があった場合は、保護者の同意があったものとする。
- 応募における、データ送受信の事故、データ破壊、アカウント名及びパスワードの紛失、漏洩、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する一切の責任は応募者が負うものとする。
- 応募者が応募した時点において、本要領に承諾したものとみなす。
- 応募者は、大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと、また、当該関係者との取引や交際がないことを誓約するものとする。

6. 注意事項

- 本事業の主催者である大阪府・市は、必要と判断した場合、本事業内容を予告なく変更し、また中止することができる。なお、本事業の内容変更または中止の決定をしたときは、その旨及び理由を大阪府・市のホームページに掲載するものとする。
- 採用の権利を第三者に譲渡または換金することはできない。
- 本事業により応募者に不利益・損害等があった場合にも、主催者は一切の責任を負わない。
- 本事業により収集した個人情報は、本要領に記載の目的以外に使用しない。
- 本事業の問い合わせ先は以下のとおりとする。

大阪府・大阪市 万博推進局 企画部企画課

(メール) expo-photo@city.osaka.lg.jp